

高知県宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大により多大な影響を受けた本県の旅行需要の早期回復及び事業の継続につなげることを目的として、県内の宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が実施する感染拡大防止対策及び新たな需要に対応する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする

2 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の発出日（令和2年5月14日）以降で交付決定の前までに行われた事業に要する経費についても、適正であると認められる場合に

は、補助金の対象とすることができる。ただし、国、県、市町村等の他の補助事業において補助を受けている、又は補助を受ける予定がある経費については、補助金の対象としない。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は、第2条に規定する補助目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となる場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効果的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。
- (7) 補助金の対象経費と重複して、国、県、市町村等の他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止若しくは廃止
- (2) 補助事業の施行箇所の変更
- (3) 補助金額の増額又は補助事業ごとに20パーセントを超える減額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、

前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第7条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等（この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第7号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第8条第1項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

（遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を

行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任等)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第8条第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象経費（注1）	補助率	補助限度額
県内の 宿泊事業者	<p>（1）宿泊事業者が感染拡大予防ガイドライン等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費</p> <p>（2）宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修、非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費</p>	補助対象経費の 4分の3以内	1施設当たり 10万円以上750万円以下 （役務及び消耗品（注2）に係る経費については、合計で50万円を上限とする。）

（注1）補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 用地の取得に要する経費
- 2 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費（撤去等を行わなければ施設等の新設又は改修ができない場合を除く。）
- 3 職員の人件費
- 4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの
- 5 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費
- 6 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
- 7 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 8 1から7までに掲げるもののほか、おおむね経常経費であると知事が認める経費

（注2）消耗品は、原則1件の取得価額が10万円未満で、おおむね1年以上の使用が見込めない物品とする。

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。